

事務連絡
令和2年4月25日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{市 区 町 村} \end{array} \right)$ 総務担当部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

5月の連休時に向けた医療提供体制の確保に関する対応について

本年4月22日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において、連休中の新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制について「本年は、ゴールデンウィーク中も患者が一定程度発生し続けることが見込まれ、更に地域によっては、この期間に急激な感染者数の増加が起こり得る。このため、地域の医療機関に相当な負担をかけることになる。このため、都道府県、地域の医師会及び医療機関は、大型連休期間中の新型コロナウイルス感染症患者の診療・治療体制について、輪番制を検討するなど、予め準備・構築に取り組んでいただく必要がある」と言及されている。

昨年も連休時における医療提供体制の確保に関する対応をお願いしたところであるが、本年については、新型コロナウイルス感染症対応を含め、連休時において各地域で必要な医療提供体制が確保できるよう、都道府県においては、下記に記載の内容について、対応に遺漏なきようお願いする。

記

- 連休時における、新型コロナウイルス感染症に対応する帰国者・接触者外来や入院受入れ医療機関及び通常の医療提供体制（二次救急に対応する医療機関、三次救急に対応する医療機関、精神科救急に対応する医療機関、在宅当番医制度や休日夜間急患センター等の初期救急提供体制、周産期・小児医療提供体制、外来診療を実施する医療機関及び開局する薬局に関する情報等）について、十分な医療提供体制を整備できるよう、地域の医療機関や医師会、歯科医師会や薬剤師会等と事前に調整を行っておくこと。
- 通常の医療提供体制の確保に万全を期すため、病院群輪番制度や在宅当番医制度、当番薬局制度等に参画していない医療機関等の参画を促すなど地域全体で事前に調整を行い、適切に対応すること。
- 帰国者・接触者相談センターは、既に全都道府県で夜間・土日も含め 24 時間対応可能な体制がとられていることから、連休時においてもその体制を引き続き確保すること。なお、連休時は、地域の実情に応じて都道府県で一括して窓口を設置するといった方法も考えられるが、感染が疑われる方が即座に相談できる体制を確保できるよう、人員や電話回線の確保に取り組むこと。体制確保については、地域の医師会等の団体や医療機関等への委託も検討すること。
- PCR 検査の体制整備については、本年 4 月 9 日付け事務連絡において、民間検査機関に対し、土曜日、日曜日及び祝日においても、需要に応じた検査が受託できるよう体制を整えることを依頼したところであり、適宜、連休時における検査数の予測を伝達するなど、事前に連携を図ること。
- 入院中の新型コロナウイルス感染症の軽症者等を速やかに宿泊施設へ移動させることにより、新規の新型コロナウイルス感染症疑い/新型コロナウイルス感染症確定患者のために病床を空けておくことが望ましい。宿泊療養・自宅療養の運用を行う場合には、宿泊施設の運営・管理及び自宅療養者のフォローアップ等、連休中においても継続した対応を行える体制を確保すること（令和 2 年 4 月 11 日付け事務連絡「自宅療養を行う患者等に対するフォローアップ業務の委託について」参照）。なお、観光庁を通じて取りまとめた宿泊施設のリストや自衛隊の派遣等については、都道府県に事務連絡（令和 2 年 4 月 17 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援について」）により案内しているが、必要な支援については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の医療体制地域支援チー

ム（令和2年4月13日付け事務連絡「厚生労働省対策推進本部における「医療体制地方支援チーム」の創設について」参照）に相談されたい。

（参考）

「自宅療養を行う患者等に対するフォローアップ業務の委託について」（令和2年4月11日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621104.pdf>

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援について」（令和2年4月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622638.pdf>

「厚生労働省対策推進本部における「医療体制地方支援チーム」の創設について」（令和2年4月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622938.pdf>

- 都道府県においては、都道府県調整本部に新型コロナウイルス感染症患者の搬送調整の中心となる「患者搬送コーディネーター」を配置することを求めたところ（令和2年3月26日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」別添参照）、地域の実情に応じた病院毎の役割分担の明確化や関係者の連携について、改めて連休前に確認をしておくこと。その際には、救急患者の搬送先が速やかに決定しない場合に備え、「患者搬送コーディネーター」を活用して受け入れ先を調整する等、関係者と十分に検討を行っておくこと。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）別添

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614595.pdf>

- 新型コロナウイルス感染症疑いの救急患者の受入医療機関の選定の考え方として、救命救急センターや二次救急医療機関に搬送できない状況も予想されることから、新型コロナウイルス感染症疑い患者を集中して重点的に受け入れる医療機関を予め選定しておくことが重要である。その際に、感染の拡大の

スピードによっては、利用可能な病床が急激に減少することも予想されることから、確定診断がつくまでの間、疑い患者をまず受け入れるための医療機関を予め別に設定している地域の例も参考にしながら、地域の実情に応じて合意形成すること。都道府県においては、地域の医療関係者等と十分に連携した上で、医薬品、医療機器、衛生材料等の医療関係物資の需給見通しを把握し、必要な医療機関に PPE を重点的に配分すること。

- 調整を終えた医療提供体制に関する情報について、事前に、医療関係者及び医薬品、医療機器、衛生材料等の卸売販売業関係者と共有すること。

また、連休時に必要な対応がとれるよう、行政機関や地域の医療関係者等の間で連絡を取ることができる体制を確保すること。

- 物資については、連休時においても医療関係物資の需給の逼迫状況に応じて都道府県等の備蓄品等を必要とする医療機関に迅速に供給するため、必要に応じて備蓄品等を買増すとともに配送体制を確保しておくこと。

- 医療提供体制の確保に係る地域の取組の一環として、新たな医療機関の開設や病床等の構造設備の変更等が行われる場合も想定される。その際の手続については「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和 2 年 4 月 17 日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長、健康局結核感染症課長連名通知）でお示ししているところであり、連休時においても当該手続に支障が生じないように、必要な相談体制を確保すること。

なお、通常診療については、連休期間において診療日や診療時間を変更する医療機関があると想定されるが、当該変更については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく届出は不要である。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和 2 年 4 月 17 日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長、健康局結核感染症課長連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622823.pdf>

(別添)

新型コロナウイルス感染症対策に関連した人材確保については、厚生労働省より各種関係団体に協力要請を行っています。

詳細は下記事務連絡をご参照ください。

- 新型コロナウイルス感染症対策に関連した医療提供体制等の整備における看護職の確保について（令和2年4月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622821.pdf>

- 保健所の業務継続のための体制整備について（保健師関係団体との連携強化）（令和2年4月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622158.pdf>（通知本体）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622159.pdf>（別添）

- 保健所の業務継続のための体制整備について（健診関係団体との連携強化）（令和2年4月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622806.pdf>